

監事監査報告書

平成29年5月30日

学校法人 芦屋学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 横永征二



学校法人芦屋学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人芦屋学園寄付行為第15条の定めに基づき、平成28年度（平成28年4月1日から同29年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果につき下記のとおり報告いたします。なお、監事は二名ですが、各自独自に監査業務を行いました。

記

1 監査方法の概要

当監事は、理事会、常勤理事会その他の主な会議に出席するほか、理事及び法人事務局その他の関係者から事業の状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、主要な関係部署で業務及び財産の状況を調査すると共に、内部監査人とも情報交換したほか会計監査人（吉松公認会計士事務所）から計算書類につき意見を聴いて検討した。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関して、法令及び寄付行為に抵触する可能性のある事例は認められたものの、既に是正改善されており、未処理の重要案件は存在しない。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、月次試算表など会計帳簿の記載と合致しており、かつ法令及び寄付行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) しかしながら、本法人は長期に亘って事業活動収支上巨額な差損を出し続け、近年もこれを抑制出来ないまま当期の差損も8億3千万円を超えており、かつ赤字補てんの借入残は13億4250万円にも達している。しかもこれまで、収支差損の完全解消に向けた実効性のある立案や行動は立ち遅れており、当期の会計監査人は、法人としての継続可能性に疑問を投げかけているようである。

財務部の試算による、当面方針が決まった経費削減策も折り込んだ、次期末（30年3月末）の予測数値を見ても、本法人の今後には強い不安を覚えざるを得ないのも事実である。しかし、当期末（29年3月）に新執行部が発足し、やっと一枚岩になって抜本的な経営改革に当る体制が整ったと見る事が出来そうで、これにより具体的改革案の作成実行が可能になったと思われ、6月初めに全教職員にその内容が示され協力を求めることが決まっている。これによって、経営再建が本当に実現出来るか否かはまだ不明としか言いようがないが、その経過を観察し実績を検証することなく、学園継続に見切りをつけることは避けなければならないと考える。

- 3 なお、監査時の現状を整理すると共に、監事としての所見を記した書面は、別途理事長に提出した。

以上

監事監査報告書

平成 29 年 5 月 30 日

学校法人 芦屋学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 青木 伸文



私は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人芦屋学園寄付行為第 15 条の規定に基づき、学校法人芦屋学園の平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人芦屋学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

(監事所見)

過年度からの貸借対照表上の残高で、その内容が不明なものや収益として計上すべきものがあった。平成 28 年度から新たな会計監査人が選任され、内容が不明な残高に関してその内容を明らかにし、適切な処理が行われたと聞いている。ただ、時間的な制約により金額的質的重要性が低い残高まですべて解明できたとはいせず、平成 29 年度においても引き続き残高内容を明らかにしていく必要がある。

来年度予算書及び資金繰りに関して、従来のような前期実績を当期予算額とするような安易なものではなく、財務部主導の下、前年実績と理事長をはじめとする常勤理事の目標と摺合せを行いながら作成されており改善がみられる。さらに、役員をはじめとする教職員の大幅な人件費削減も予算に織り込まれており、財務改善に注力していることが感じられる。ただし、予算は本来各部署からの積み上げと常勤理事での目標値との摺り合わせにより作成されるべきものであり、提出された予算は日ごとに数値が変わる等精度がまだ高いとは言い難い。

予算上の翌年度繰越支払資金残高がわずか 89 百万円(新規借り入れ予定借入金 5 億円、特定預金 3 億円を除く)となるなど、臨時的な支出が発生すれば資金不足が生じる危ういものである。特に、平成 29 年度大学入学者のうち特待制度(入学金全額免除、2 分の 1 免除、3 分の 1 免除)を受けず入学金を全額支払った入学者は 279 名中わずか 84 名にすぎず、平成 29 年度前期大学学納金(授業料、施設費)についても特待制度(全額免除、3 分の 2 免除、2 分の 1 免除、3 分の 1 免除)を受けていない学生は 799 名中 406 名であり、約半数の学生は何らかの特待制度を受けている。学生を集めることが重要な目標であるが、その一方で入学金及び学納金を正規に支払っている学生が少ないことは学園財政を圧迫する要因であり、それらのバランスをより深く検討していかなければならぬ。

今後は、支出だけではなく収入まで細部にわたって予算に織り込み、資金不足が生じることがないよう、支出の中身を相手先別まで精査するとともにより一層削減することが望まれる。さらに、予算の精度向上のみならず、予算と実績の対比を毎月行

うとともに差異分析を実施し、即座に翌月以降の予算に反映させるような予算制度の構築が必要である。引き続き財務的な危機を脱するために、学校法人芦屋学園として役員、教職員一丸となって経営改善に努めていかなければならない。

以上